

入 札 説 明 書

令和 6 年札幌市告示第206号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和 6 年 1 月 19 日

2 契約担当部局

〒060-0012 札幌市中央区北 12 条西 20 丁目 2 - 1

札幌市中央卸売市場水産棟 4 階

札幌市経済観光局中央卸売市場管理課管理係

電話：011-611-3111 FAX：011-611-3138

メールアドレス：shijo-nyusatsu@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

中央卸売市場水産棟・青果棟等清掃業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

札幌市中央卸売市場（札幌市中央区北 12 条西 20 丁目）

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が建物清掃業に登録されており、かつ、A 又は B の等級区分に該当する者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと（別記 1 参照のこと）。

ア 資本関係

(ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（イ）におい

て同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

(d) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく建物清掃業又は同第 8 号に基づく建築物環境衛生総合管理業の登録を受けている者であること。

(8) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。

(9) 告示日を起点とした過去 2 年間に於いて、入札告示で示した調達役務と同種の契約実績（仕様書に掲げる清掃対象延面積（12,194 m²）以上の施設における清掃業務（契約が分割されていたとしても同一施設内の清掃対象延面積の合計が 12,194 m²以上）であり、かつ、6 か月以上の契約期間であること）を有すること。

(10) 本告示に示した役務の業務遂行に関する賠償責任保険に加入していること。

(11) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合であって、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(7)から(10)に掲げる要件については、当該組合又は組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）のいずれ

れかとすることができる。

5 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ場所

上記 2 に同じ。また、契約条項は札幌市中央卸売市場ホームページにおいてもダウンロードすることができる。

(掲載先 URL : <https://www.sapporo-market.gr.jp/blog/?p=49746>)

(2) 入札書の受領期限

令和 6 年 2 月 13 日（火）17 時 00 分（送付による場合は必着）

(3) 入札書の提出方法

入札書は、別紙 1 の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 6 年 2 月 14 日（水）10 時 00 分開札「中央卸売市場水産棟・青果棟等清掃業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 宛てに入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、代理人が入札する場合にあっては、委任状（別紙 2）は入札書と同封せず提出すること。

なお、休市日（1 月 24 日（水）、28 日（日）、31 日（水）、2 月 4 日（日）、7 日（水）、11 日（日）及び 12 日（月・振替休日））の提出は避けること。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和 6 年 2 月 14 日（水）10 時 00 分開札「中央卸売市場水産棟・青果棟等清掃業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 宛てに入札書の受領期限までに送付しなければならない。入札書を入れる封筒は、上記アと同様とする。また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せず、外封筒（送付用封筒）に入れて送付すること。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

別紙 4 に質問を記載し、電子メールにファイルを添付して下記のメールアドレス宛てに送信すること。なお、メールの件名は「【質問票送付】中央卸売市場水産棟・青果棟等清掃業務」とすること。

メールアドレス : shijo-nyusatsu@city.sapporo.jp

イ 提出先及び提出期限

上記 2 の契約担当部局へ、上記 1 の告示の日から令和 6 年 2 月 2 日（金）17 時 00 分までの間で提出すること。

ウ 回答書の閲覧

令和 6 年 2 月 5 日（月）以降、上記 2 の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、回答内容を札幌市中央卸売市場ホームページ（上記 5(1)に記載の URL）に掲載する。

(5) 入札の無効

本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時までに委任状（別紙 2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和 6 年 2 月 14 日（水）10 時 00 分

札幌市中央区北 12 条西 20 丁目 2－1

札幌市中央卸売市場水産棟 4 階 A・B 会議室

(9) 開札

ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、最低制限価格を設定している場合に、これを下回った入札をした者は、再度の入札に参加できない。なお、再度入札の回数は、原則として 2 回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがあ

る。

(3) 最低制限価格の設定

札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領に基づき最低制限価格を設定する（別記3「建物清掃警備等業務における最低制限価格等の算定」参照）。

(4) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記4に掲げる競争入札参加資格を有することを証する書類（別記2「入札参加資格審査資料の提出について」参照）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格を持って入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(5) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類（別記2参照）を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

(6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書（別紙 3）を提出しなければならない。

(8) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(9) 契約条項

別紙 5 のとおり

(10) 契約金額の変更について

ア 本調達案件については、令和 5 年度の本市労務単価（ただし、入札告示時点で本市が令和 6 年度設定額を公表していないものに限る。）を適用して積算、入札及び契約を行うこととする。

イ 本調達案件の受託者は、令和 6 年度の本市労務単価の公表後に、労務単価額の変更に伴う契約金額の変更協議を請求できるものとする。

ウ 当該協議により変更する金額については、「令和 6 年度の本市労務単価により積算された予定価格に当初契約の落札率を乗じた額と当初契約額との差額」により算定することを基本とし、算定方法及び請求方法の詳細は、別途本市から受託者に対し通知するものとする。

(11) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記 2 に同じ。

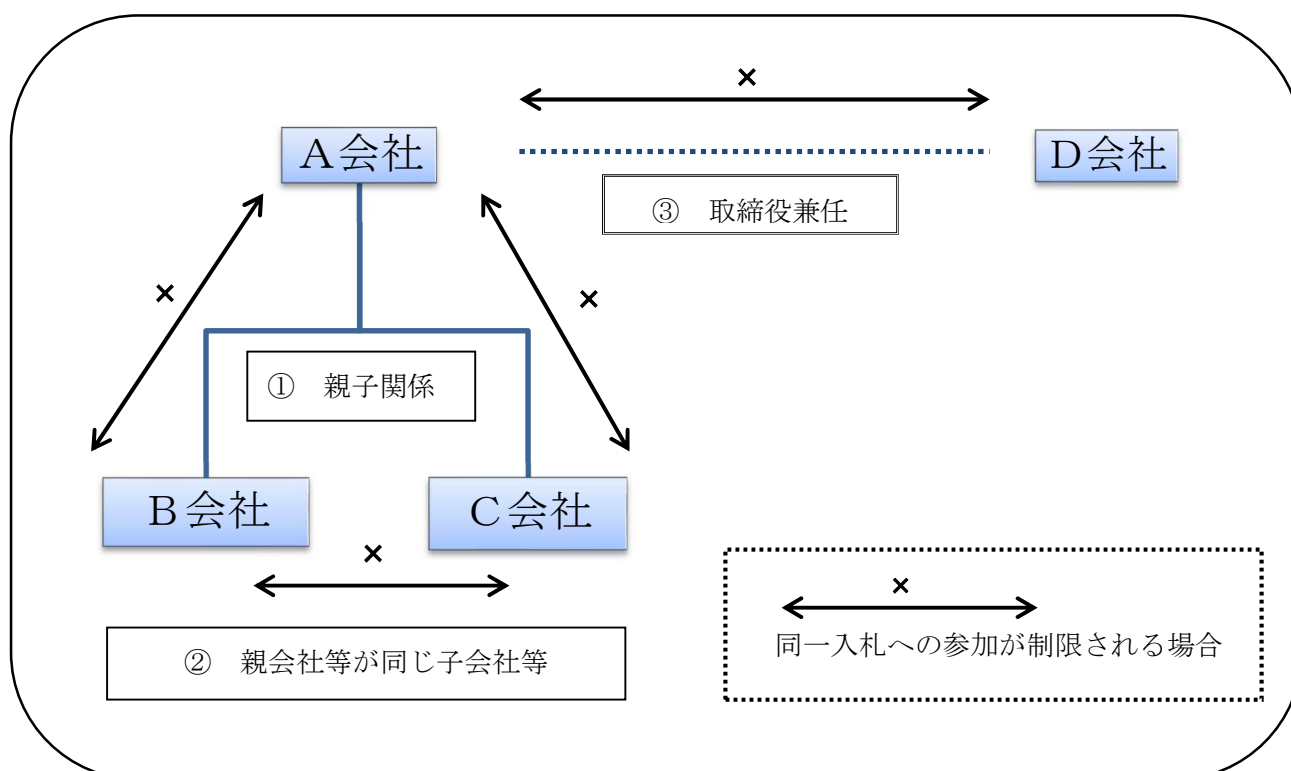
イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

事後審査型一般競争入札における特定の関係にある資格者同士の入札参加に関する制限

1 特定の関係にある資格者同士の入札参加に関する制限

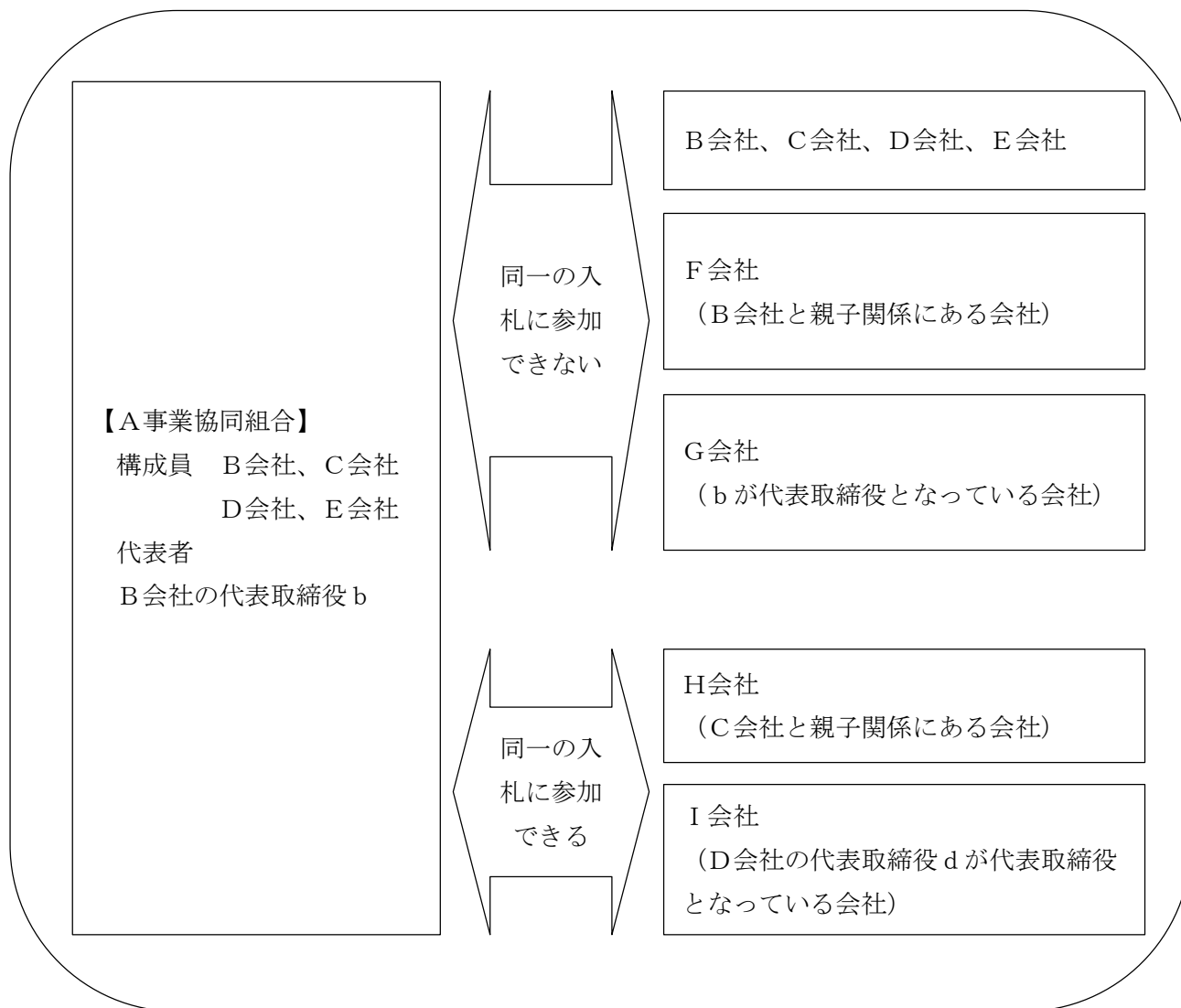
入札参加者間に入札の適正さが阻害されと考えられる資本関係又は人的関係がある場合には、公正な入札の執行の観点から、同一入札への参加を制限します。



2 事業協同組合等の場合

中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「事業協同組合等」という。）が入札に参加する場合には、当該組合の構成員が同一の入札に参加することができません。

また、事業協同組合等の代表者が、当該事業協同組合等の構成員である法人の役員である場合には、当該法人と親子関係・人的関係にある会社は同一の入札に参加することはできません。



3 人的関係の基準

一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を兼ねている場合など、同一の者がそれぞれの会社の経営に関与することにより入札の価格を決定したり、又は知り得る立場にあることから、同一の入札への参加を制限します。

【同一入札の参加を制限される人的関係の基準】

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(1) については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(ア) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(イ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(ウ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(エ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

エ 組合の理事

オ その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者

(2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

(3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

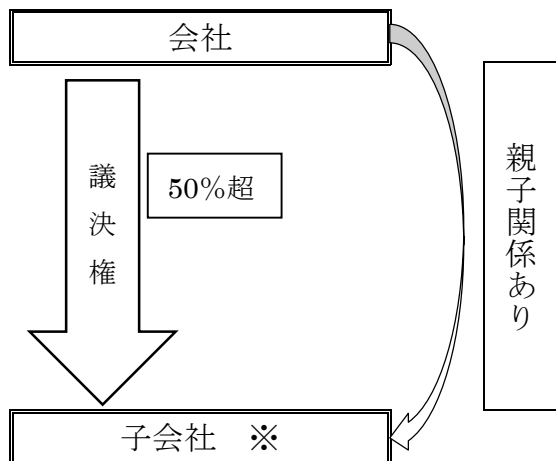
4 親子関係の判断

子会社等とは、会社法第2条第3号の2に該当する会社等をいい、親会社等とは同条第4号の2に該当する者をいいます。

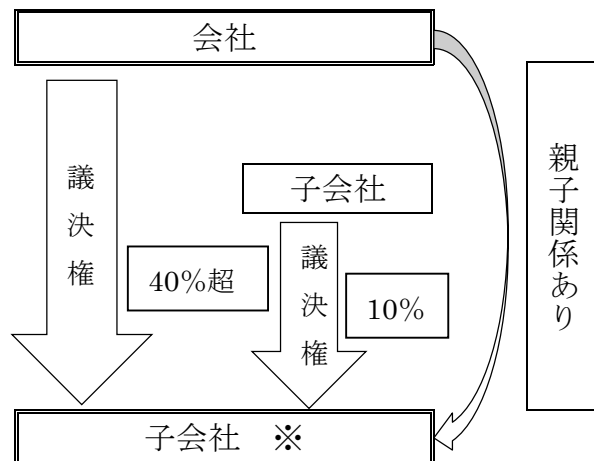
例えば、以下に示す関係を有していれば、親子関係があるものと判断します。

(1) 議決権の過半数を有している場合

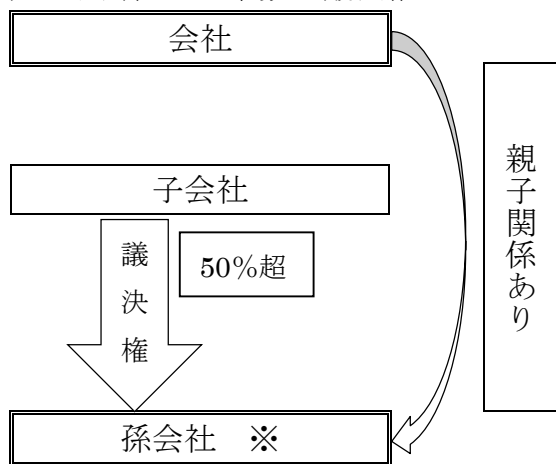
ア 直接過半数の議決権あり



イ 子会社と併せて過半数の議決権あり



ウ 子会社が過半数の議決権あり

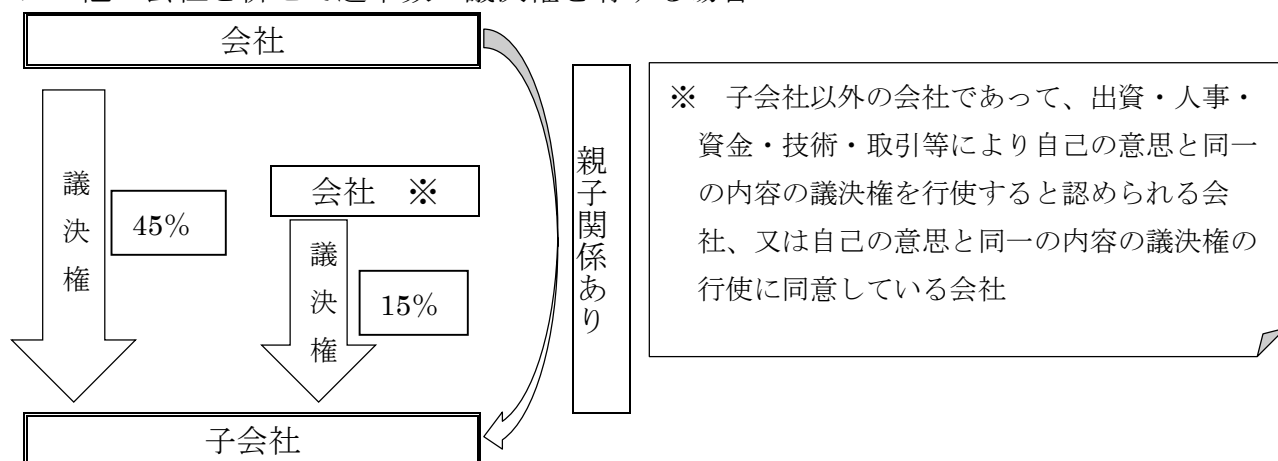


※ 子会社などが以下に該当する場合は、有効な支配従属関係が存在しないと認められるため、親子関係はないものとします。

- ①民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けている
- ②会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けている

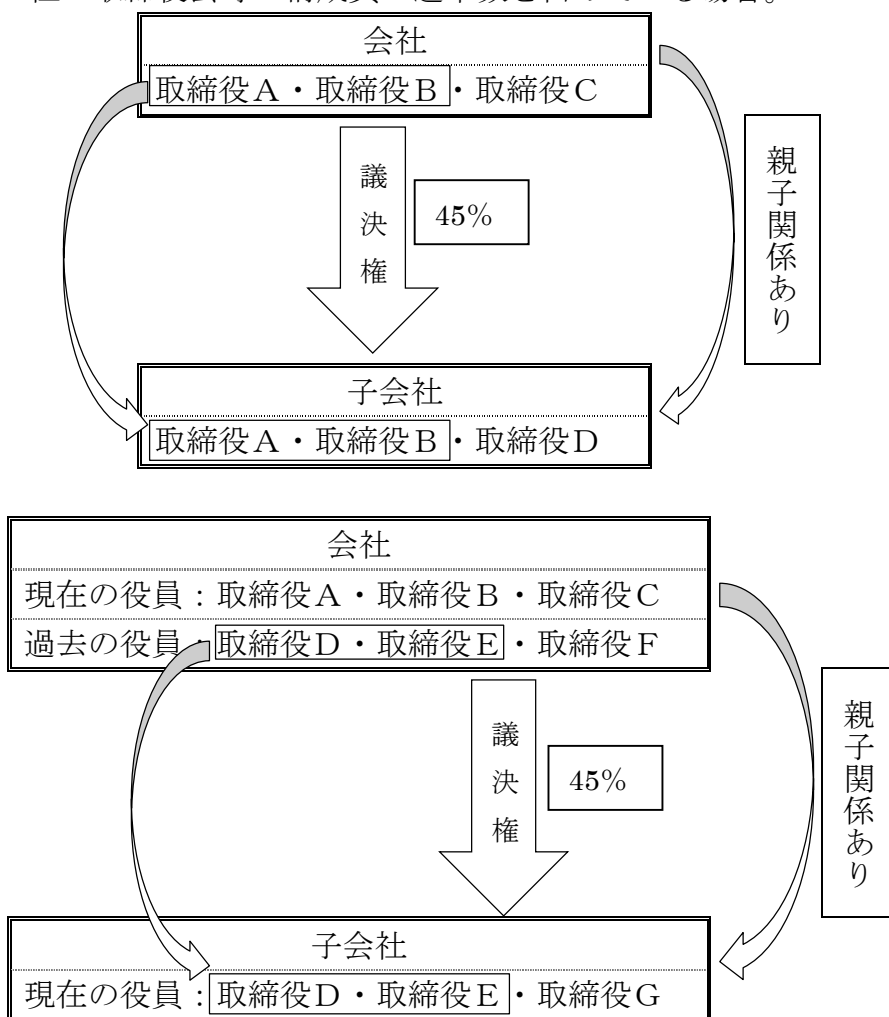
(2) 議決権の40%以上50%未満を保有している場合

ア 他の会社と併せて過半数の議決権を有する場合

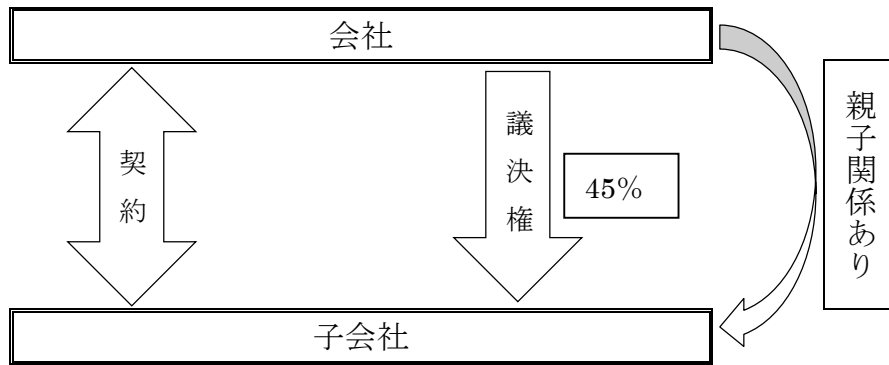


イ 一定の人的な関係がある場合

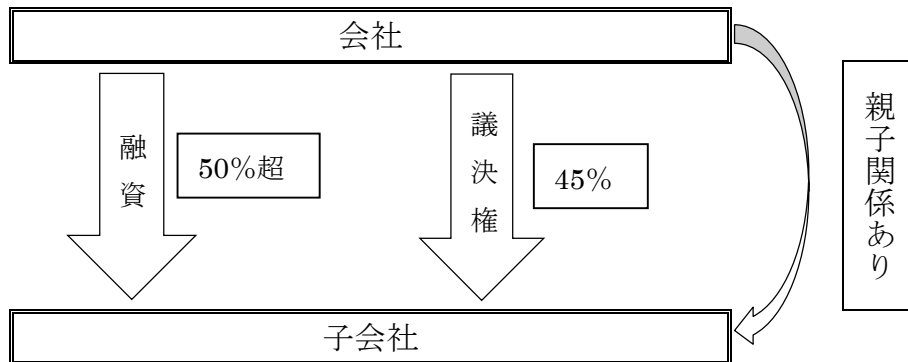
自己の役員、業務を執行する社員、使用人若しくはこれらであった者が、他の会社の取締役会等の構成員の過半数を占めている場合。



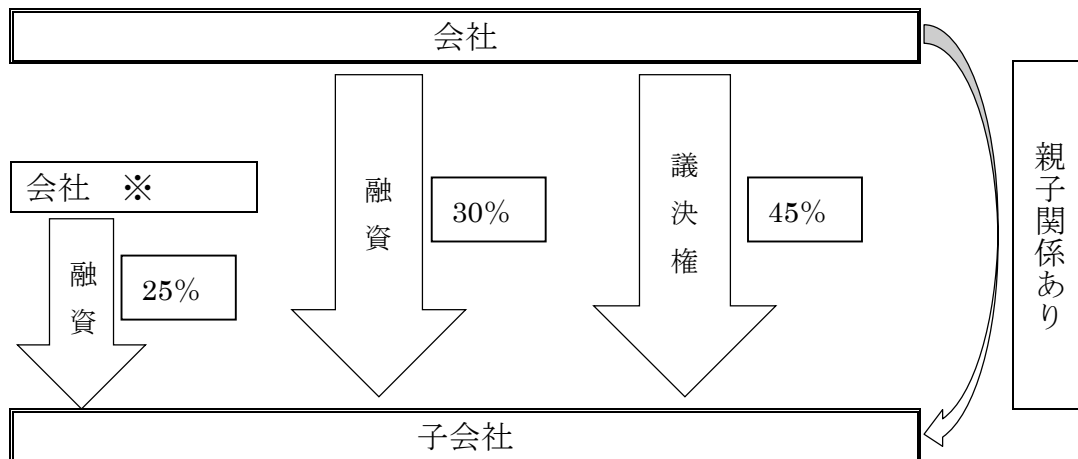
ウ 重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在する場合



エ 資金調達額の総額の過半数の額を融資している場合



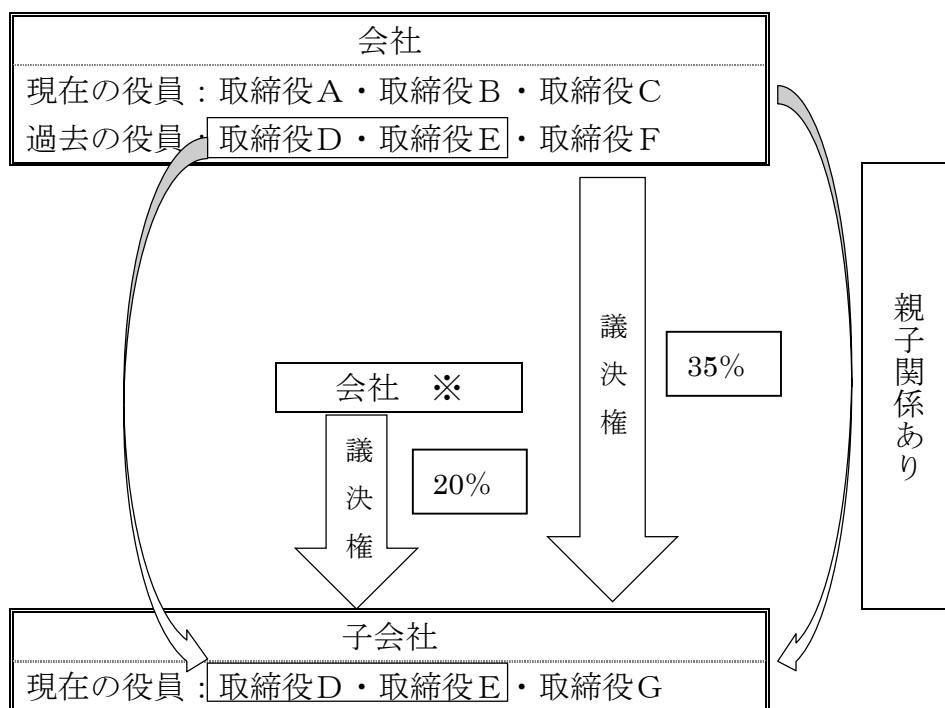
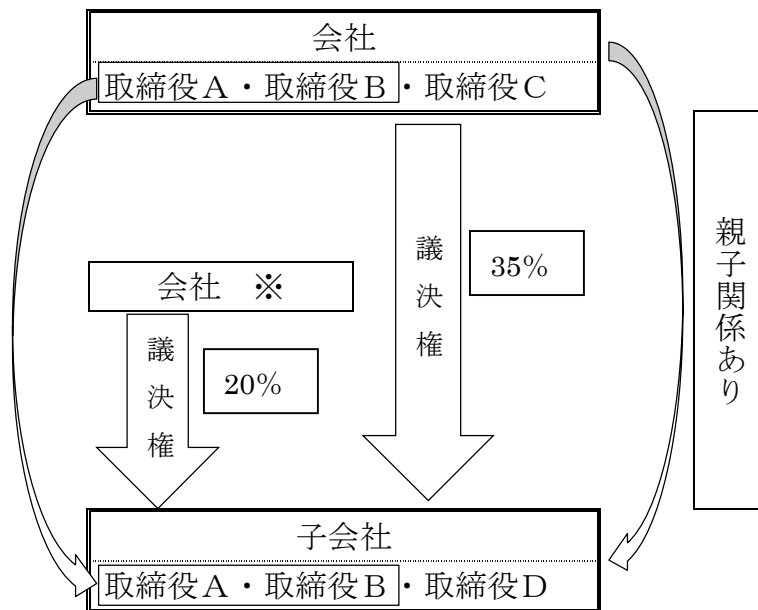
オ 他の会社と併せて過半数の額を融資している場合



※ 子会社以外の会社であって、出資・人事・資金・技術・取引等において自己と緊密な関係のある会社

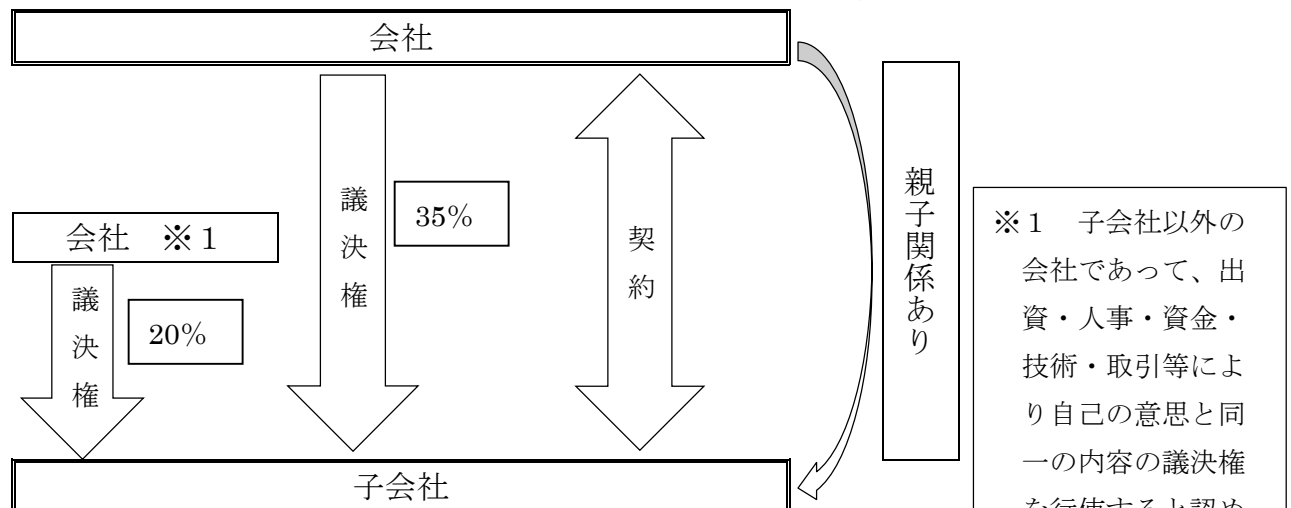
(3) 議決権の保有が0%以上40%未満である場合であって、他の会社と併せて過半数を有する場合

ア 一定の人的な関係がある場合

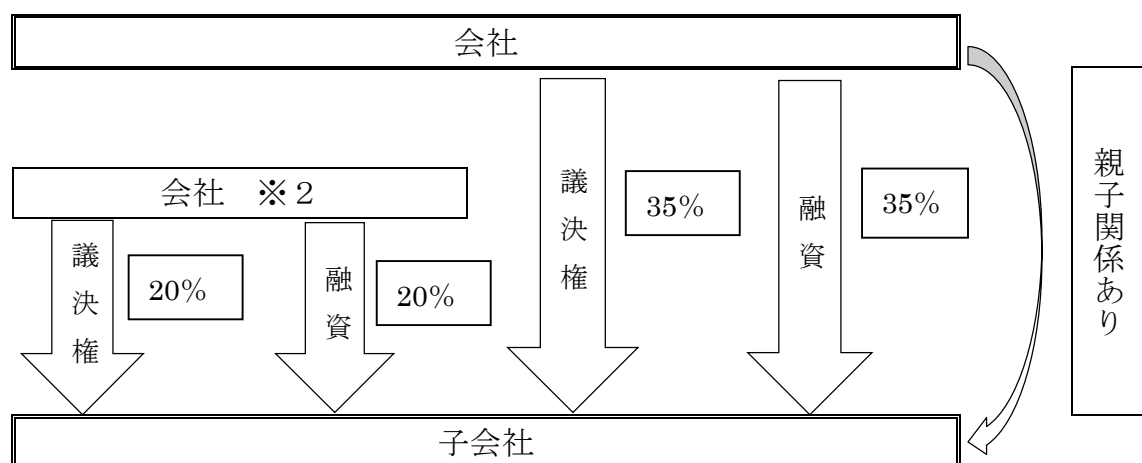
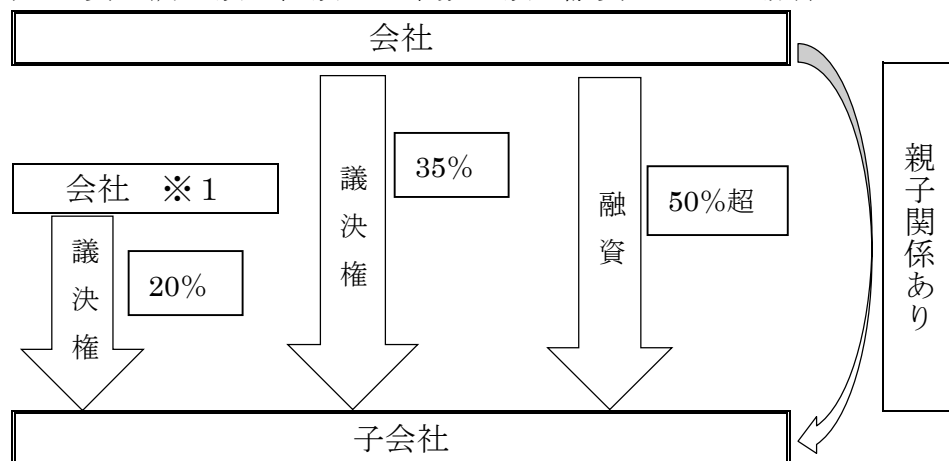


※ 子会社以外の会社であって、出資・人事・資金・技術・取引等により自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる会社、又は自己の意思と同一の内容の議決権の行使に同意している会社

イ 重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在する場合



ウ 資金調達額の総額の過半数の額を融資している場合



※2 子会社以外の会社であって、出資・人事・資金・技術・取引等において自己と緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる会社

入札参加資格審査資料の提出について

入札説明書 6(5)アの「競争入札資格を有することを証明する書類」に係る提出書類は次のとおり。

- 1 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- 2 資本関係・人的関係調書（様式2）
- 3 建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業に関する登録証明書の写し
- 4 競争入札参加資格認定通知書
- 5 事業協同組合等にあつては、組合員名簿
- 6 官公需適格組合にあつては、官公需適格組合の証明書写し
- 7 本件業務遂行に関する賠償責任保険証の写し
※ 加入申請書の写しでも可とする。その場合、契約締結後速やかに保険証の写しを提出すること。
- 8 契約実績調書（様式3）
本調書における記載事項の証として、契約書又は発注書その他発注者が発行した契約実績を証するものの写しを併せて提出すること。

建物清掃警備等業務における最低制限価格等の算定

建物清掃警備等業務における最低制限価格又は調査基準価格は、札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領に基づき、積算体系に応じた積上げ(合算額)となります。

(1) 範 囲：予定価格の70%～90%

(2) 算定方法(下図参照)

① 直接人件費の90% + ② 直接物品費の90% + ④ 業務管理費のうち法定福利費相当額の90% + ④ 法定福利費を除く業務管理費の70% + ⑥ 一般管理費等の70% + ⑦ 管財部長が別に定めるものの経費の80% + 前記以外の経費の70%

※ 直接人件費の90%の額が最低賃金による算出額を下回る場合【直接人件費の90%の額<最低賃金による算出額】には、①の額は「最低賃金による算出額」となります。

【最低制限価格の算定】

